契約条項 JTRA010A_210416

第 1 条　本契約条項は、注文書記載の契約対象商品（以下、商品という）に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約（以下、本契約という）に適用されます。

2. 本契約は、乙が商品を甲の使用に供し、甲がレンタルサービス料金を乙に支払うことを目的とします。

3. 本契約の適用は、本契約の対象となる商品 3 台以上が甲における同一の事業所に設置されていることを条件とします。

4. 商品の解約もしくは機種変更された場合または他の設置場所に移動等により前項の条件を満たさなくなった場合、本契約は終了します。

第 2 条　甲が商品の設置場所を変更する場合、事前に乙に商品の設置場所を変更することを通知します。

2. 商品の搬入, 搬出または設置場所の変更にもとづく移動は乙または乙の指定する者が実施し、甲は、これらに要する費用を乙に支払います。

第 3 条　注文書記載の契約期間満了の１ヵ月前までに甲乙いずれか一方から相手方に対する書面による本契約を更新しない旨の申出がない場合、甲および乙は本契約を１年間更新し、以後の更新も同様とします。この場合、料金の計算期間は継続し、更新日付において料金の精算はしません。

第 4 条　機械維持料金は、本契約の対象となる個々の機械維持料金の合計とします。

2. 甲は毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および注文書記載のレンタルサービス料金にもとづいて料金を計算します。

(1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法

(2) 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法

3. 料金計算の開始日は、本契約の開始日とします。

4. コピー/プリント料金は、注文書に記載の各モード料金の合計額とし、商品の各モードにおけるプリント数の合計にもとづいて計算します。

5. コピー/プリント数は、注文書に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。

6. 乙の技術者が商品の保守にあたり、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます。

7. 不良コピー/プリントが発生した場合は、注文書に記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。

8. 用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。

9. 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント, 裏面コピー/プリントそれぞれを 1 コピー/プリントとしてカウントします。

10. 注文書記載の「請求サイクル」期間中のコピー/プリント料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。

11. 契約開始または終了時において商品の使用期間が 1 ヵ月に満たない場合、レンタルサービス料金の計算は次のとおりとします。

(1) 機械維持料金は、使用した日数に応じて日割計算します。

(2) コピー/プリント料金は、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。

12. 本契約が終了した場合、甲が機械維持料金を前払しているとき、当該前払額は未経過日数に応じ日割計算した額を乙は甲に返還します。

13. 第 11 条にもとづく料金改定があり、甲が機械維持料金を複数月数分一括前払している場合、乙は料金改定日より支払満了日までの未経過日数に応じ日割計算して精算します。

14. 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。

第 5 条　乙はレンタルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等を加算して甲に請求し、甲は注文書記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金（銀行振込を含む）で支払います。

2. 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利 12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第 6 条　商品が故障した場合、乙は甲の申出にもとづき乙の技術者を派遣して商品を修理します。

2. 乙は、商品の保守サービスを乙所定の営業時間内に実施します。ただし、甲の申出により乙が可能と判断し、乙が乙の営業時間外に商品の保守サービスを実施した場合、乙は乙所定の料金を甲に請求できます。

第 7 条　乙は、本契約締結と同時に適当数量の消耗品等（乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ）を商品に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜消耗品等を供給します。

2. 前項の消耗品等のうち、ドラムカートリッジ等の感光体およびデベロッパーについては、画質維持のため乙が必要と認めた場合、乙はこれを交換します。

3. 乙は、前条の保守サービスの提供および前二項の消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。

第 8 条　商品および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。

2. 甲は、乙の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押, 仮差押, 仮処分, 公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、商品および消耗品等が乙の所有に属することを主張, 証明します。これらの事態が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従います。

第 9 条　商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。

第 10 条　乙は乙の負担で商品に動産総合保険を付保します。
第 11 条　乙は 1 ヵ月前までの(ただし、甲が不利とならない場合は事前の)書面によって通知することによりレンタルサービス料金を改定できます。
第 12 条　甲または乙は 3 ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより本契約の全部または一部を解約できます。
2. 甲は前項の 3 ヵ月前の予告に代えて注文書に記載の加算金基本額の 3 倍に相当する額を乙に支払うことにより即時本契約を解約できます。
3. 甲が前条の料金改定を理由に本契約を解約する場合、料金改定の通知後 10 日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定日の前日をもって本契約を解約できます。
第 13 条　甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は債務の期限の利益を自動的に失い、甲は乙にその時現在負担する債務を即時履行します。
(1) 本契約条項の 1 つにでも違反する事由が生じたとき
(2) 差押, 仮差押, 仮処分, 競売, 破産, 民事再生, 特別清算, 会社更生, 特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
(3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。
第 14 条　乙が前条第 2 項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
第 15 条　第 1 条第 4 項にもとづき本契約が終了した場合、第 12 条第 1 項もしくは第 2 項にもとづき本契約が解約された場合または第 13 条にもとづき本契約が解除された場合、甲はレンタルサービス料金とは別に第 2 項に定める加算金を乙に支払います。ただし、第 12 条第 1 項にもとづき本契約が乙により解約された場合または解約と同時に乙所定の 3 年契約もしくは乙所定の商品を売買契約に変更した場合を除きます。
2. 前項にもとづく加算金は、終了した商品の本契約による使用期間に応じて次の額とします。
(1) 使用期間が 1 年未満の場合
‥‥該当する商品に定められている加算金基本額の 5 倍に相当する額
(2) 使用期間が 1 年以上 2 年未満の場合
‥‥該当する商品に定められている加算金基本額の 3.5 倍に相当する額
(3) 使用期間が 2 年以上 3 年未満の場合
‥‥該当する商品に定められている加算金基本額の 2.5 倍に相当する額
(4) 使用期間が 3 年以上の場合
‥‥該当する商品に定められている加算金基本額に相当する額
第 16 条　本契約が終了した場合、甲は直ちに商品および消耗品等を乙に返還し、かつ残債務の全額を即時乙に支払います。
第 17 条　甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉･信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
第 18 条　本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
第 19 条　本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上